

※本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。
本法原文はキルギス共和国司法省法的情報集約データバンク
(<http://cbd.minjust.gov.kg/>)よりダウンロードした露文資料に基づく。



キルギス共和国法

2021年8月11日付第98号

官民連携について

第1条 本法の目的

本法律の目的は官民連携プロジェクトの形成および実施のための法的条件を整備し、官民連携主体に好環境を整備することにある。

第2条 本法の規制対象

1. 本法の規制対象は、官民連携における関係である。
官民連携は地下資源、国家調達、民営化に関連するインフラ施設および／あるいはインフラサービスに対して適用される。
2. 本法律の規制対象となる規範を他の法律に含めることはできない。
3. 国家間の性質をもつ官民連携プロジェクトに関する相関関係は、法で規定された手順で効力を発した、キルギス共和国が締結国となっている国際条約で規定される。
4. 官民連携が戦略施設リスト掲載施設に適用される際、キルギス共和国の戦略施設法の要件も遵守されなければならない。
5. キルギス共和国国立銀行により認可および規制される銀行の法律関係および事業体については、本法律はキルギス共和国銀行法の要件を考慮して適用される。

官民連携プロジェクト参加者がキルギス共和国国立銀行の監督下にある事業者である場合、本法律はキルギス共和国銀行法規範に矛盾しない部分において適用される

第3条 官民連携の課題

官民連携の課題は以下の通り：

- 1) インフラ施設構築およびインフラサービス提供について、その効率性および質の向上；
- 2) インフラ施設設計、建設および／あるいは近代化、運用、保守、またインフラサービス提供に関わる公共支出の効率性向上；
- 3) 国の経済への投資誘致；

- 4) 民間部門の追加的管理能力の誘致；
- 5) 資産のライフサイクルを通して価格と品質の最適な割合の実現、あるいはインフラプロジェクトを実施する際の資産の用途の適合の実現；
- 6) 民間部門の革新および効率性の活用；
- 7) 新技術の成長と発展を刺激

第4条 官民連携

官民連携（以下、PPP）とは、インフラ施設の構築および／あるいは近代化、運用、保守、および／あるいはインフラサービスに関するプロジェクトの形成および実施を目的とした官民パートナー間の協力をいう。

官パートナーとなる権利を有するのは、活動分野に応じて国家機関、地方自治体、国営・公営企業および機関、議決権の50%以上が国にある株式会社とともに PPP 分野において権限をもつ国家機関、あるいは小規模プロジェクトの活動に応じて国家機関、地方自治体、国営・公営企業および機関、議決権の50%以上が国にある株式会社である。

民間パートナーとなる権利を有するのは、法人および個人事業主である。

第5条 本法で使用される基本概念

本法律では次の基本概念およびその定義が使用されている：

- 1) **国家支援**とは、PPPプロジェクト実施について好環境および互恵的条件の構築、また PPP 合意に係る官側パートナーの責務履行に向けられた国家財政支援や国家経済支援；
- 2) **関係者**とは、個人事業主、キルギス共和国法あるいは外国国家法に基づき登録された法人、競争参加および／あるいは PPP プロジェクト開始に関心のあるコンソーシアムをいう；
- 3) **競争参加資格の要求**とは、競争実施に関して委任を受けた機関により作成され承認された文書であり、以下を含む；
 - a) PPP プロジェクト記述；
 - b) 競争参加者への资格要求；
 - c) PPP プロジェクトへの最小要求；
 - d) 民間パートナーの評価および選定基準；
 - e) 資格選定への参加申請書の提出期限；
 - f) 競争参加者および／あるいは PPP プロジェクトへの要求を規定する、その他の情報
- 4) **競争参加の提案要求**とは、競争実施に関して委任を受けた機関により作成され承認された文書であり、競争参加者の技術および財政提案への要求を含む；
- 5) **インフラサービス**とは、社会、経済、製造目的の作業および／あるいはサービスであり、インフラ施設を利用して提供される作業および／あるいはサービス、および／あるいはインフラ施設維持に係る作業および／サービスを含む；
- 6) **インフラ施設**とは、国、地方自治体あるいは民間所有の社会、経済、製造目的の資産あるいは資産複合体をいう；
- 7) **小規模 PPP プロジェクト**とは、投資額が1億ソム相当あるいはそれ未満となる PPP プロジェクトをいう；
- 8) **PPP プロジェクトへの最小要件**とは、PPP プロジェクト実施に必要な技術、運用、商業、その他の最小必須要件をいう；
- 9) **PPP プロジェクト実施に関する提案書**とは、次を含む文書である；

- a) PPP プロジェクトの記述；
- b) PPP プロジェクト実施の目的と課題；
- c) PPP 施設に対する PPP 適用の妥当性根拠；
- d) PPP プロジェクト実施のための推定投資額；
- e) PPP プロジェクトに対する最小要件；
- f) PPP プロジェクト実施期間；
- g) 財政・経済・法的分析；
- h) 国家財政支援および／あるいは国家経済支援について、その提供の種類と条件；
- 10) **民間イニシアチブに関する提案書**とは、以下を含む文書をいう；
 - a) PPP プロジェクト実施に関する提案書に含まれてなければならない情報；
 - b) 民間イニシアチブに関する提案書を提出した関係者について、インフラ施設あるいはインフラサービスに関するプロジェクトの実施経験の有無を証明する文書；
 - c) 推定投資額および推定投資額の 5 パーセントを超える投資を保証する金融資産の有無を証明する文書；
 - d) PPP 合意の基本条件；
- 11) **PPP プロジェクト**とは、PPP プロジェクト実施に関して PPP 合意で規定される官および民間パートナーの相互関係の総体をいう；
- 12) 「**プロジェクトサンドボックス**」とは、関係者によって導入された PPP プロジェクトの試験的実施の手順を規定した特別規制体制をいう；
- 13) **PPP 契約**とは、本法に基づき当事者の権利、義務、責任、その他 PPP プロジェクト実施条件を定める官民パートナー間の書面契約をいう；
- 14) **競争提案書**とは、競争参加者の技術・財政提案を含む文書一式をいう；
- 15) **競争書類**とは、競争参加のための資格要求および提案要求、PPP 契約案をいう；
- 16) **実現可能性調査**とは、技術、経済、法、環境、財政面での評価、主要リスクの評価、プロジェクトの実行能力の総合であり、さらに PPP プロジェクトの形態としての実施根拠づけをいう；
- 17) **競争参加者**とは、キルギス共和国法あるいは外国法に基づき登録された個人事業主や法人、競争に参加するコンソーシアムをいう。

第 6 条 PPP の原則

1. PPP は次の原則に基づいている；
 - 1) 法の支配；
 - 2) 公正、パートナーシップ、契約の自由；
 - 3) 安定性と長期的な持続性；
 - 4) 活動の透明性；
 - 5) リスクの公正な分担；
 - 6) 環境および住民の健康の保護；
 - 7) 税務調査を除き、PPP 契約締結後 3 年間は法執行機関および検査機関による検査は行われない。
2. PPP 契約締結後に採択され、PPP に触れない法およびそれに準ずる規範は、現行プロジェクト契約に対して適用されない。ただしその適用の必要性について民間パートナーから提唱がある場合を除く。この場合、現行契約への修正変更は然るべく PPP 契約で規定された手順で行われる。

市民の生命や健康の保護、環境保護、PPPプロジェクト実施モニタリングを目的とした然るべき活動は、PPP契約に基づき官パートナーにより行われる。

第7条 PPPプロジェクト実施への投入

1. PPPプロジェクトへの投入となり得るのはパートナーの有形および／あるいは無形資産である。

有形資産として認められるのは（次のものが含むが、これを限りとしなない）国家予算金を含む金銭的資金、資産複合体としての企業を含む動産および不動産、財およびキルギス共和国法で禁止されていないその他対象物。

無形資産として認められるのは（次のものを含むが、これを限りとしなない）官パートナーの負債履行保証；知的所有権の対象物、請求権、個人の非財産権、情報など。
2. PPPプロジェクト実施の投入源は次の通り：
 - 1) 共和国および（あるいは）地方の予算金；
 - 2) 官パートナーの資金；
 - 3) 官パートナーが運用する国および／あるいは公共財産；
 - 4) 民間パートナーの資金；
 - 5) 誘致資金およびキルギス共和国法で禁止されていないその他資金。
3. PPPプロジェクトへの投入は最長49年を期限として提供することができる。

第8条 PPPプロジェクト実施段階

PPPプロジェクト実施段階は次の通り：

- 1) PPPプロジェクト開始；
- 2) PPPプロジェクト準備；
- 3) 民間パートナー選定競争実施；
- 4) PPPプロジェクト契約締結および実施

第9条 PPPプロジェクト開始

1. PPPプロジェクト開始は国家機関、地方自治体、国営および公営企業、関連活動分野の機関あるいは関係事業者により、PPPプロジェクト実施意向の競争実施に関して委任を受けた機関に書簡を送ることで行われる。
2. PPPプロジェクト開始に関する書簡・意向を送った後、国家機関、地方自治体、国営企業、公営企業、関連活動分野の機関あるいは関係事業者はPPP準備段階に移行する。
3. PPP分野において委任を受けた国家機関がPPPプロジェクトを開始する場合、委任を受けた国家機関は、国家機関、地方自治体、国営企業、公営企業、議決権の50%以上が国に属している関連活動分野の株式会社を、共同官パートナーとして決定する。

第10条 PPPプロジェクト準備

1. PPPプロジェクト準備は、国家機関あるいは関係者によりPPPプロジェクト準備実施提案書あるいは民間イニシアチブ提案書を作成することにより行われる。
2. PPPプロジェクト実施提案書あるいは民間イニシアチブ提案書は競争実施に関し委任を受けた機関により承認される。
3. PPPプロジェクト実施あるいは民間イニシアチブ提案書の承認後、官パートナーは、PPPプロジェクト監視資金をPPPプロジェクト予算に含めて競争書類を作成する。

4. PPP プロジェクトが国家予算投入を見込んでいる場合、競争書類は承認前に然るべく予算政策国家機関と調整されなければならない。
5. 競争実施に関し委任を受けた機関は競争書類を承認し、競争委員会を組織および承認し、民間パートナー選定競争を行う。
6. 競争委員会の委員数は奇数であり、少なくとも 5 人で構成されなければならない。競争委員会構成には官パートナー代表、当該インフラ施設に関し経験と知識を有する専門家、経済あるいは金融の専門家、法律専門家、プロジェクトが直接影響する地域社会の代表が入る。競争委員会は検討されるプロジェクトに関して利益相反をもってはならない。

第 11 条 PPP プロジェクト実施段階

1. 民間パートナー選定は競争を実施することで行われる。
競争は次の 2 段階を含む：
 - 1) 資格選定；
 - 2) 競争の勝者選定
2. 競争は、推定投資額が 1 億ソムを超える場合は PPP 分野において委任を受けた国家機関により、あるいは推定投資額が 1 億ソム以下である場合、国家機関、地方自治体、国営企業、公営企業、PPP プロジェクトの関連分野の機関により（以下、競争実施に関し委任を受けた機関）本法で規定された手順に基づき行われる。
3. 投資額が 10 億ソムを超える場合、申請者が資格要件を満たしているという条件のもと、PPP プロジェクトは直接交渉により決定される。

第 12 条 資格選定

1. 資格選定の段階で競争実施に関し委任を受けた機関は、その公式ウェブサイトにおいて競争参加資格の要求を公開する。推定投資額が 1 億ソムを超える PPP プロジェクトについて競争を行う場合、競争参加資格の要求は国際的なメディアリソースに公開されることがある。
2. 資格選定参加の申請書の収集は競争参加資格選定で示された期間内に競争委員会により行われるが、競争参加資格要求の公開から 30 暦日以上 60 暦日以内とする。
3. 資格選定実施には、資格選定参加の申請書 1 部の提出で十分である。
競争参加の資格要求に示された資格要件を満たさない資格選定参加申込書は、競争委員会による却下の対象となる。

第 13 条 競争の勝者選定

1. 競争の勝者選定段階では競争実施に関し委任を受けた機関は、資格選定を通過した参加者に対し、競争参加の提案書要求および PPP 契約案を提供する。
2. 資格選定を通過した競争参加者は、競争参加者に対する競争参加の提案書要求および／あるいは PPP 契約案の発送日から 10 暦日以内に、競争参加の提案書要求および／あるいは PPP 契約案に修正変更を加えることができる。
競争実施に関し委任を受けた機関は 5 暦日以内に、競争参加の提案書要求への修正変更を採用あるいは却下することができる。変更された競争参加提案書要求および／あるいは PPP 契約案は競争実施に関し委任を受けた機関による承認の対象となる。

競争参加提案書要求および／あるいは PPP 契約案に修正変更がなされた場合、競争提案書の収集期間は、競争参加提案書要求および／あるいは PPP 契約案の修正変更承認日から 15 暦日を限度として延長される。

変更された競争参加提案書要求および／あるいは PPP 契約案は、競争参加提案書要求および／あるいは PPP 契約案への修正変更承認日より翌暦日までに、資格選定を通過したすべての競争参加者に通知されなければならない。

3. 技術・財政提案を含む競争提案書の収集は競争参加提案書要求に記載された期間内に競争委員会により行われ、資格選定を通過した参加者への競争参加提案書要求および PPP 契約案の発送日から 30 暦日以上 60 暦日内とする。
4. 競争の勝者選択には競争提案書 1 部の提出で十分である。
5. 競争参加者は、競争参加提案書要求で定められている条件で、競争提案書の保証を提供しなければならない。
6. 競争の勝者となるのは、競争委員会に競争参加提案書要求の要件を満たすと認められ、最良の PPP プロジェクト実施条件を含む技術・財政提案を提出した競争参加者である。競争委員会によりすべての競争参加者の技術および／あるいは財政提案が競争参加提案書要求の要件を満たしていないとみなされた場合は、競争委員会は競争を無効し、再競争を募ることができる。
7. 競争委員会は競争実施に関し委任を受けた機関の公式ウェブサイトでは競争勝者に関する情報を公開する。
8. 競争参加にあたり競争参加者が負担した費用は、競争の結果にかかわらず、返金の対象とならない。
9. 競争委員会により競争勝者が提供した情報が事実と合致しないと発覚した場合、不一致を文書で証明する条件において、競争委員会は競争勝者あるいは他の参加者の失格について決定することができ、失格となった者は競争参加から除外され、5 年の間は PPP プロジェクトに関する競争に参加することができない。
10. 競争勝者が失格となった場合、競争委員会は競争の結果として勝者の次点となった競争参加者を競争勝者に指名することができる。

第 14 条 PPP 契約

PPP 契約は次の条件を含まなければならない：

- 1) 当事者の記述、契約対象、当事者の権利と義務；
- 2) PPP 施設の技術・経済指標を考慮したうえでのその記述；
- 3) PPP 形態；
- 4) PPP プロジェクト実施過程で提供されるインフラサービスについて、その最小量、提供手順、質の標準；
- 5) PPP プロジェクトに係るインフラ施設の革新的開発・設計・建設・補修・近代化（改修）・管理、またサービス提供について、それら手順と期間；
- 6) PPP 施設の保守の手順と期間；
- 7) 収入取得とその分配；
- 8) 官民パートナー間のリスク分担；
- 9) プロジェクト実施の監視および検査の手順；
- 10) PPP プロジェクトの資金源；
- 11) インフラ施設の所有・使用・管理の手順；
- 12) PPP 契約の有効期限および手順；
- 13) 契約当事者による費用返済期間および手順；

14) PPP 契約の早期停止およびその根拠；

15) PPP 契約有効停止後、PPP 契約履行により民間パートナーに移管されたインフラ施設の今後の法的運命を決定；

16) 民間パートナーによる PPP プロジェクト実施の財政保証提供；

17) 官パートナーによる PPP プロジェクト実施の保証提供；

18) PPP 契約の不履行あるいは不適切な義務履行の場合の当事者責任；

19) PPP 契約および PPP プロジェクト実施に関連する争議解決手順

第 15 条 PPP 契約締結

1. PPP 契約は競争勝者についてマスコミおよび PPP 関連国家機関の公式ウェブサイトで情報公開後、20 暦日以内に競争勝者と締結されなければならない。

2. コンソーシアムが勝者となった場合、PPP 契約締結期日はさらに 20 暦日延期することができる。

3. 競争勝者は PPP プロジェクト実施を目的としてキルギス共和国法に基づき特別目的会社を創設することができる。

民間パートナーおよび／あるいは特別目的会社の活動停止、資産担保、株式（財産や株の持分）の疎外あるいは担保について、また民間パートナーおよび／あるいは特別目的会社の資本金（持ち株）の変更について、官パートナーの書面同意なしにこれらを行うことはできない。

第 16 条 PPP 契約停止

PPP 契約は次の場合に停止される：

1) 期日前に契約で見込まれた場合において；

2) 契約期間満了；

3) 当事者の同意；

4) 裁判所の判断；

5) PPP 契約に基づく他の根拠

第 17 条 PPP 契約停止による影響

1. PPP 契約停止の場合、民間パートナーおよび／あるいは特別目的会社は、PPP 契約に特に規定されていない場合は次の事項を履行する義務がある：

1) 官パートナーに官パートナーから受領したインフラ施設および資産を移譲、それらは PPP 契約に基づき第三者の何らかの妨害がないものとする；

2) インフラ施設の運用および保守、および／あるいはインフラサービスについて、官パートナー要員の訓練；

3) インフラ施設を官パートナーに移譲後の少なくとも 3 カ月間、必要とされる場合に交換部品供給を含めたインフラサービス提供およびリソース提供の継続性を保障；

2. 民間パートナーの非による PPP 契約の満了前停止は、相手方に対し PPP 契約満了前停止に伴う損害補償の義務を伴う。

第 18 条 「プロジェクトサンドボックス」原則による PPP プロジェクト実施

1. 試験的に新たな、革新的な PPP プロジェクトを実施するため、委任を受けた国家機関は関係者に対し「プロジェクトサンドボックス」方式の PPP プロジェクト実施について提言することができる。

2. 「プロジェクトサンドボックス」方式の PPP プロジェクト実施について関係者の同意が得られた場合、PPP 分野において委任を受けた国家機関は、「プロジェクトサンドボックス」方式の PPP プロジェクト実施について然るべき法規法文書案をキルギス共和国内閣に提出する。
3. キルギス共和国内閣により「プロジェクトサンドボックス」方式の PPP プロジェクト実施について然るべき決定がなされた場合、PPP 分野において委任を受けた国家機関は関係者と然るべき契約を締結し、官パートナーを決定する。
4. 「プロジェクトサンドボックス」方式の PPP プロジェクト実施の監視は官パートナーが行い、社会的・経済的効果が認められた場合はキルギス共和国内閣に対し、当 PPP プロジェクトの枠内でキルギス共和国における当該技術適用について措置を講じるよう提言する。

第 19 条 争議解決手順

PPP 契約の締結・履行・停止に伴い PPP 契約当事者間で発生した争議は、PPP 契約規定に基づき交渉で解決される。

交渉で当事者による争議解決が不可能な場合、PPP 契約で国際裁判所あるいは仲裁裁判所における争議の審議など他の手続きが想定されていない場合は、争議はキルギス共和国法に基づきキルギス共和国法定機関での審議対象となる。

第 20 条 PPP プロジェクトの国家登録およびその主体

1. 然るべき契約が締結されている PPP プロジェクト、またその主体はキルギス共和国 PPP プロジェクト国家登記簿における必須の国家登録の対象となる。
2. 然るべき契約が締結されている PPP プロジェクトおよびその主体の国家登記簿における国家登録手順はキルギス共和国内閣により決定される。

第 21 条 最終規定

1. 本法は公布後 10 暦日が経過した時点から施行される。
2. 本法施行日より以下のものは効力を失う：
 - 1) キルギス共和国法 2019 年 7 月 22 日付第 95 号「官民連携について」（キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ報、2019 年、№7-8、483 頁）；
 - 2) キルギス共和国法 2020 年 12 月 26 日付第 12 号「投資支援に関する一部法文書の改正について」第 6 条（新聞「エルキン・トゥ」2021 年 1 月 5 日付№1）
3. キルギス共和国内閣は、本法に基づく然るべき措置を講ずるものとする。

キルギス共和国大統領

ジャパロフ S.N.

キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ採択

2021 年 7 月 29 日